

## 東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業補助要綱

30 福保子育第 3073 号  
平成 31 年 3 月 4 日  
改正 31 福保子育第 1982 号  
令和元年 1 月 27 日  
改正 2 福保子育第 2578 号  
令和 3 年 1 月 20 日  
改正 3 福保子育第 2402 号  
令和 3 年 1 月 10 日  
改正 4 福保子育第 2910 号  
令和 5 年 1 月 25 日  
改正 5 福祉子育第 1891 号  
令和 5 年 1 月 25 日  
改正 6 福祉子育第 2619 号  
令和 6 年 1 月 31 日  
改正 7 福祉子育第 2693 号  
令和 7 年 1 月 20 日

### 1 目的

この要綱は、東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱（平成 31 年 2 月 8 日付 30 福保子育第 2699 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、実施要綱 2 に定める事業の実施に要する経費について、東京都（以下「都」という。）が予算の範囲内で補助することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

### 2 補助対象

#### （1）補助対象経費

この補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。

#### （2）補助対象者

この補助金の交付対象は、実施要綱の 3 に規定する者とする。

### 3 補助金交付額

この補助金の交付額は、別表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### 4 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別紙様式1または別紙様式2）に必要な書類を添付して、別に定める期限までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出して行うものとする。

#### 5 補助金の交付決定

知事は、4の補助金交付申請書の内容を審査し、適當と認める場合は、10の条件を付して補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

#### 6 補助金の変更交付申請

補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行うとする者（以下「変更交付申請者」という。）は、補助金変更交付申請書（別紙様式1または別紙様式2）に必要な書類を添付して、別に定める期限までに知事に提出して行うものとする。

#### 7 補助金の変更交付決定

知事は、6の補助金変更交付申請書の内容を審査し、適當と認める場合は、10の条件を付して補助金の変更交付を決定し、変更交付申請者に通知する。

#### 8 補助金の請求及び支払い

##### （1）実施要綱2（1）、（2）及び（3）に定める事業

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助金を請求するときは、請求書（別紙様式3）に必要な書類を添付し、別に定める期限までに知事に提出して行うものとする。

##### （2）実施要綱2（4）に定める事業

知事は、10（7）により補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合、補助金の支出を行う。

#### 9 補助金の交付時期

実施要綱2（1）、（2）及び（3）に定める事業については、8による補助事業者の請求に基づき、5及び7で決定した額を別に定める期限までに概算払により交付する。

#### 10 補助条件

知事は、この補助金の交付に当たっては、次の条件を付すものとする。

##### （1）事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した

条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

#### (2) 承認事項

補助事業者は、次のア又はイに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。（ただし、軽微な変更を除く。）
- イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### (3) 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (4) 補助事業の遂行命令

- ア (3)及び(5)による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。
- イ 補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命ずることがある。

#### (5) 実施状況報告

知事は、補助事業の実施状況について、必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求めることがある。

#### (6) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は、(2)のイの規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があった時から30日以内に、実績報告書（別紙様式4または別紙様式5）に必要な書類を添付して補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

#### (7) 補助金の額の確定

知事は、(6)の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(8) 是正のための措置

- ア (7)の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、知事は補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。
- イ (6)の実績報告は、アの命令により必要な処置をした場合においても、これを行わなければならない。

(9) 決定の取消し

- ア 補助事業者が次の(ア)から(ウ)までのいずれか一に該当したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (イ) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (ウ) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- イ アの規定は、(7)により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(10) 補助金の返還

知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その補助金の返還を命じるものとする。

(7)により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

(11) 違約加算金

補助事業者は、(9)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(12) 延滞金

補助事業者は、(10)により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### (13) 他の補助金等の一部停止等

補助事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金、延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

#### (14) 財産処分の制限

ア 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。

イ 補助事業者が知事の承認を受けてアの規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を都に納付させことがある。

ウ 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

#### (15) 帳簿の整理

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

#### 別 表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業  ア 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 研修受講者 1人当たり 57,000 円 イ 第三者評価受審促進事業 1か所当たり 321,000 円	養子縁組民間あっせん機関助成事業に必要な次の経費  賃金（代替職員雇上げ経費等）、報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費、共済費、扶助費等	10 / 10
(2) 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業  ア 基本分 1か所当たり 11,245,000 円 イ 障害児等支援加算 1か所当たり 3,319,000 円 ウ 心理療法担当職員配置加算 1か所当たり 6,499,000 円 エ 高年齢児等支援加算 1か所当たり 3,354,000 円 オ 資質向上加算 1か所当たり 1,954,000 円		

<p>(3) 子どもの出自を知る権利に関する 支援体制構築モデル事業</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>1か所当たり 6,499,000円</p> <p>(イ) 弁護士等配置加算</p> <p>1か所当たり 2,235,000円</p> <p>(4) 養親希望者手数料負担軽減事業</p> <p>1人(世帯)当たり 600,000円</p>		
---	--	--